

第 21 期（平成 30～32 年）第 2 回 公設地方卸売市場運営審議会議事録

日時：平成 31 年 2 月 13 日（水）午後 2 時 30 分～
場所：公設地方卸売市場 青果棟 2 階 会議室

○（事務局）市場長

それでは、引き続きまして「苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会」を開催いたします。
始めに事務局から資料の確認をさせていただきます。

○（事務局）木戸

先程、お配りいたしましたお手元のレジュメの資料をご覧ください。報告事項として、資料 1 が業務規程の変更について、資料 2 が仲卸人の承認についてという事で資料を添付しております。

よろしくお願ひ致します。

○（事務局）市場長

只今から会議に入りますが、会議の議長につきましては業務規程によりまして、本審議会の会長が務めることになっております。

従いまして、市町会長に議事進行をお願いいたします。市町会長よろしくお願ひいたします。

●議長 市町会長

それでは、本日の会議に入ります。2つありまして、報告事項にあります一つ目の業務規程の変更について事務局から説明をお願いします。

○（事務局）市場長

資料 1 をお開き願ひます。

資料 1 業務規程の変更についてご説明いたします。平成 30 年 11 月 1 日に開催されました市場運営審議会におきまして承認のありました青果部の販売開始時刻の変更について業務規程第 4 条第 1 項第 2 号を改正し規則について公布させていただきますので、ご報告をさ

せて頂きます。内容については裏面の新旧対応表を見て頂きたいと思います。去年から承認していただきました青果部の冬時間の開始時間でございます。右側の表が改正前でございます。左側が改正後になります。まずは夏時間午前7時開始時間でございますが、これが5月1日から11月15日までございましたが、11月15日を10月31日までに変更させて頂きました。次の下段でございますが、午前7時30分からの時間でございますが、11月16日から翌年の4月30日までを11月1日から翌年の4月30日までに改正をさせていただきます。この規則につきましては平成31年4月より施行させていただきます。

尚、審議会の中でご意見がありましたゴールデンウィークについての取扱いにつきましては別途関係者で組織する連絡協議会の中で、その都度協議して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長 市町会長

只今の説明に対し、ご質問等がありましたらお受けします。

～質問等無し～

無ければ承認という事で、次の仲卸人の承認について事務局から説明をお願いします。

○（事務局）市場長

資料2をお開き願います。

平成30年11月1日の市場運営審議会の中で議題とさせていただきました。委員の意見の中では仲卸組合から反対の意見がございました。卸売会社、また青果商組合からは賛成のご意見、他の委員からは特に反対のご意見はございませんでした。最終的には開設者として、関係者の審議会の意見を踏まえて総合的に判断するという事になりました。今回開設者といたしまして検討させていただいたところ、仲卸として勿論店舗を構えて営業して頂く事が条件となりますが、申請者は八戸の仲卸の実績のある業者でありまして、物流が活性化することにより、新たな販路の開拓になり市場の取扱量を増加し、市場の活性化に繋がると考えております。

八戸との連携により苫小牧市場のブランドの向上にも期待ができるとも考えており、市場の活性化に期待できるというのが考えです。

また法令上の規定は無く、当市の業務規程の中では資料2ですが、第13条仲卸の限度が書いてありまして、5というふうになっておりますので、この範囲内において、次のページ第13条の2でございますが、そちらの中で申請者の方から下記の内容の申請であれば特に問題が無ければ承認しなければならないと書かれています。

申請者につきましても、この内容に書かれています。審議した結果、特に不承認とする事由が見当たらないという事でございます。総合的に判断しまして遵守事項を付して苫小牧市場業務規定第13条の2により承認させていただく方向で考えております。

以上でございます。

●議長 市町会長

事務局の方から総合的に判断して承認するという事でございます。仲卸人の承認について何かご意見・ご質問等ございましたらお受けします。

●飯島委員

よろしいでしょうか。我々は昨年11月暮れの審議会で皆さんと協議を重ねてまいりましたが、それ以降も我々関係者と話し合いの場を設け、進めてまいりました。私がこの場で申す事は我々仲卸組合の考えを中心にお話させて貰いますが、新規の参入について市の方では申請を受理し承認に向けて進めるというお話ですが、我々としては合点がいかない部分がありまして、今後についても、余程の変化が無い限り、今の状況では到底私どもは歓迎するわけには行かないと考えております。

まず第1に条件としましては、我々仲卸は当初5社で発足しましたが、平成17年に1社が業務を停止し、承認を取り消したわけでありまして。その段階で我々仲卸数は10と設定されていましてけれども、公的にお話したわけではありませんが、1部の苫小牧の業者の方が1社が辞めたから代わりに参入させて下さいと非公式的な話を我々耳にしたものですから、卸さんと我々仲卸と買受人組合3者により、今後どういう風に市場運営をされるのが良いか、我々仲卸の方からは1社減ったのにすぐ1社を募集してまた5社に戻すという事をして欲しく無いと。過当競争気味の所はあるので4社でこのままやらせて営業させて下さい、というような話し合いをさせていただいたその段階において、当時の荷受の丸一青果の北出社長、仲卸組合の組合長、買受人組合の組合長と3者によりその協議をした結果、当面は追加の承認はしないで、このまま進もう、状況が変わった時に追加の見直しをするのは問題無いという事で合意をしたわけです。そうこうしている間に翌々年の11月にもう1社が経営破たんして撤退しました。そういう状況の中においてそれから我々現在まで10年強の3社による営業をしてきましたが、中々経営環境は好転するどころか逆により厳しさを増したような状況が続いているわけです。

ところが昨年の春に現在の社長の島社長から、東北青果さんという会社が苫小牧の仲卸に参入したいという話をされている、皆さん話聞いてくれという事で4月に第1回目のお話を聞いたわけですが、その時には当時は説明だけというようなお話でありましたけど、当然我々も寝耳に水のような状況だったものだから啞然としました。当然その場では即答など出来るはずもなく後日、日を改めて会議を開いて意見を集約することになりました。

そして1ヶ月までは経ちませんが、5月に再度第2回目の関係者会議を開いたわけです。そこで当然我々も反対。賛成意見を出されているのは当然卸会社だし、買受人組合さんも当時はそれほど賛成というわけではなかったのですが、市の方からお話を総合的に聞いていただいた中で時間ばかりが経過するので、この辺で大筋は分かりましたと、という事でこの

件については、当時その会議にも島社長は出席されていましたが、島社長も話を聞いてこういう状況なので先方にこの旨を報告して下さいという事で言ったら、島社長も快く分かりました、皆さんの体制の意見が1つにまとまっていないので先方に私の方から連絡いたしますという事で終わったわけです。私どもはもう仲卸の参入については無くなったもの、終わったものだと思っていました。

10月に入って急に仲卸の申請をされた。今までは申請だったのではないですかと聞いたら今までは、こういう希望がありますので話を皆さんに聞いていただき、どのような結果が出るのか私ども見ていたんだと、というような事で市の方からご案内を頂きまして、会議を開かせていただきました。そして先方の仲卸さんになろうとする会社の役員さんが来られて、説明をされたわけですが、その会社の役員さんの話の中では到底私どもが想定している市の規定に沿った仲卸の仕事ではなく、また別な方向で考えておられる様な事と、我々強く感じ取ったわけです。果たして、これで仲卸としての真の姿なのかなと感じました。私どもはびっくりして、どうしても腑に落ちない、意に沿わないと反対をしているわけですが、市の方では承認をするという方向で気持ちが固まっているようなので、皆さん方に、もしこの場で許されるものであれば、熟読していただくと思ひまして、私どもが作った資料ですが、持ってまいりましたので皆さんに配布して読んでいただこうかと、いかがなものでしょうか。

●議長 市町会長

配布には問題ありません。

配布するだけで、議論するわけではありませよね。ただ配布するだけで、知って下さいという事ですよ。

●飯島委員

業界の事に知識が無い方もおられると思うので。知識を深めていただく為に資料をお持ちしました。

●議長 市町会長

これは今までにも配布した事がありますか。

●飯島委員

いえ、初めてです。

●議長 市町会長

仲卸さんからご意見がありました。

●島委員

第1回目については申請も何も無い時であって、こういう話がありますよというような話をしたと思います。そうした結果、最初から反対ですというような意見があったわけです。仲卸に入ってくる事に対して、我々は市場の活性化なり売上なり取扱量なり伸ばしていかなければならない、そういう基本的な考えに至ったわけです。別に仲卸のルールに関して、市場全体としては流通コストの削減にあたって、利用しても善いのではないかと、という考えの元で仲卸を参入させるという決断に至った訳です。市の方で承認を得なければ、我々は契約する事は出来ないので、まずは申請を出して下さいという事になったかと思えます。

今の仲卸体制が良いとか悪いとかは一切考えていません。現在の仲卸さんと共に仲良くして行きたいし、取引も増やして行きたい、当然の話です。

苫小牧の市場はどちらかというと、他市場からしめ出されるような現状になってきています。流通の流れを良くしなければならない。あとは、当社の考え方としては流通コストを下げる事によって、うちの市場の利益が出てくる。そこの流通を使えば、流通コストを削減できる。そういった流れの中で北海道の流通網を的確に押さえた中で、流通していきたいというのが我々の考えです。

我々が仲卸を入れるというのは語弊がありますが、ぜひとも参入して頂きたいなと思っております。

●議長 市町会長

お互いの意見は違うという事ですね。

●飯島委員

我々としてはそういう協議の場が持たれて、協議を決定したわけですから、それを我々に何の連絡も無しに。

●島委員

そういいますが、1回目に我々は申請も何も出てないときに、こういう話がありますよと私は話をしましたよ。そしたら、始めからノーでしょ。話も何も進まないでしょう。

●議長 市町会長

2018年10月これは申請ですね。

その前に1度議論していませんか。

●飯島委員

去年の5月に。4月は1回目で、2回目は5月。

●議長 市町会長

言いたい事は、それだけ段階を踏んでいるという事ですよね。

●飯島委員

10月に役員さんが来られて経営に対する方向性を我々に申し上げてくれて。ただ私どもが残念なのは協議の結論が出ているのに、それを無視されてそういう方向に行くというのは、ちょっと違うのではないかなと思います。

●議長 市町会長

仲卸さんからは反対の意見が出ているし、丸一さんからは賛成の意見が出ている、いろいろな意見を把握して最終的には開設者がこういう判断をした。今、議論しているのは協議事項ではなくて報告事項なので。

●飯島委員

これは決定事項ですか。

○（事務局）木村部長

市としては承認するという考えです。
決定事項について審議会の中で報告させていただくということです。

●議長 市町会長

この場は意見を述べるという事でよろしいのですよね。

●飯島委員

市がそういう決定だという事ですから、もう我々としてはなすすべが無いのかなと思います。

●議長 市町会長

買受人組合の田中さんが欠席なので、仲卸の話が出た時に買受人組合の理事会を開きました。その時に出た意見を言います。

買受人はだんだん小さくなってきている。丸一さんから買うよりも、仲卸さんから買う機会が多い。実質的には仲卸は3社ありますが、2社。コ・ジャスナさんからは中々、物が買えなくなっている。そういった中で、競争が欲しい。2社独占、仲卸さんは我々買受人を相手にしてくれない、それだったらもう1社入って、活性化した方がいいのではないか、という意見が出ました。種類が増える、量が増える、価格も少しは有利になる、それだったら買

受人にもメリットになるし、広い意味では消費者のためになるのではないかという意見です。そういった意見を聞いて開設者が判断したわけです。これからも意見として機会があれば言ってもかまわないと思います。

●飯島委員

審議会の場合は決定する場だとは思っていません。意見を聴取して、大勢の意見が1つになるそういう場だと私は思っています。ただ私どもが今までやってきた事が、今、市町さんから出たように買受人からそういう不満の声も出ているという事は我々の落ち度ですけど。ただ、我々3社になってから10年強ですが、今までに我々耳にする事も無かった訳だし、平成18年1月に3社による協議の時、代表でしたか。それだったら内容はご存知ですよ。

●議長 市町会長

代表かどうか定かではありませんが、10年前と今とではあまりにも時代が変わってきていますよね。

●飯島委員

決定した時の状況が変わればという事は、どういうふうに皆さんが意を一つにして進めたものかなど、私は逆にお聞きしたいです。今、言うように10年前と現状とは、こういうふうに変わっているから、良いんじゃないかという事なら別ですけど。

●議長 市町会長

それについては先程買受人の意見として出たように、10年間の間に買受人の力が小さくなったのかもしれませんが、基本的には2社体制になって買受人に対して非常にメリットが無くなったねという意見は出ていました。耳に入らなかったかもしれませんが、買受人からはそれはずっと出ていた。それに対しての答えとして賛成ですよという事です。

他の方は意見ございませんか。

●米田委員

仲卸が中に入るという話ですが、もし入れないとして、外に会社を建てる事も出来ますよね。そうなって、別な所に建ててしまっただけで市場外で営業されたら、その方が問題は多くなるかなど。まだ、この中でやっている方が共同で頑張っていこうとなりますが、魅力があるからここに入りたくないので、別な所で営業されると持っていかれてしまう可能性もあるのかなどと思いました。だとしたら、今の話を進めて行った方が、まだ色々な事で競争できるという事の方が大事で、別な所に建てられたら競争外になってしまうのでどうにもならないのかなどと思いました。

●議長 市町会長

青森からいろいろなものを持ってきて貰える。

丸一さんにとって販売になりますよね、という事は買受人にとって非常に有利だって事と理解していいですよ。

●米田委員

別な所に建ててしまったらそういう事も無く、全部されてしまうと、もしかしたら、こちらの売上も下がる。

●島委員

市場から商品を買うには買受人の資格がいるから。

●米田委員

でも、向こうの流通網を使われてしまうと、この市場にはデメリットになる。

●島委員

向こうから持ってきて売ればね。

●米田委員

魅力があるからこちらに入りたいと思っているけど出来ない、だったら魅力あるところに別に建てるよ、となった時には大損害を受けるような気がします。全体の流れはまだ分からないですけど。

●飯島委員

先程お渡しした資料をご覧いただければ分かりますが、今回入場しようとする業者さんの経営理念が、我々が従来行っているような、小分けしたり、調整したりして、販売を主とする事を考えていないわけですよ。それで私どもも、どうしても苫小牧の市場に魅力を感じるのであれば、買受人になられたらいかがですかと、こういう案も出しています。

このまま市が承認しなければ相手に損害賠償を訴えられるという危惧をしていると言われましたよ。そんな事を我々に言うという事は、我々としては強制しているように聞き取れるわけですよ。

○（事務局）木村部長

市として、行政としてですけれども、私どもはやはり法律、条令、規則に則った判断というのが行政には求められます。市場の規定については、青果の仲卸は5社を限度として参入できるような形になっております。今は3社です。それを1社増やす事への不承認とする理

由というのを明確にしなければ、申請されて申請書類を見てこれは仲卸として承認するに値するところを私どもは判断するのですが、なんら瑕疵がなく不承認とした場合には行政としては職権の乱用。不承認の理由がなくそういう判断をしたとなると、職権の乱用という事で訴えられる可能性はあると思っています。そういう所は私どもも、いろいろな議論が社長さんも含めてありましたので、そこは顧問弁護士といろいろ相談しながら対応はさせていただいたというのが実情です。私どもの判断、今、申請書類はございませんし仲卸としての業務というのはうちの規定に則って、当然誓約書をとってそれを遵守した形でやってもらうと、これは当然の事であります。

それと経営展望（素案）を策定していただいておりますが、販売力の強化という所で新しい販路の拡大に取り組んで行きましょう、道内や本州に向けて販路の拡大に向けて市場をさらに活性化させていきたいと思いますというような方向性を私どもは経営展望の中でも示しています。やはり少子高齢化の中で市場外流通の多様化ですとか、市場法の改正による大幅な規制緩和もありますし、いろいろ経営は皆さん確かに苦しい部分もあるんだと思います。市場を取り巻く環境の変化というのも目まぐるしく変化しているという状況であります。今後の市場経営を考えた場合に、開設者私どもも、卸の皆さん、仲卸の皆さんも以前の経営をやっている市場自体が駄目になってしまうという危惧を持ちながら、私たちは経営展望を策定してきたところでありまして、時代時代に即した改革のもとで競争力のある競争力を意識した経営戦略の多様化というのが求められていますし、経営戦略の確立、市場機能の強化を見据えた改革をしていかなければ、このまま市場が無くなってしまいうという事は、市民の為にならない、市民の為に市場を守るという意気込みで私たちはいろいろ考えて行きたいし、今も考えているという状況は皆さんにご理解いただきたいな、と考えております。

●議長 市町会長

市場の活性化や新しい販路の拡大に期待できるという観念からも承認という事になりました。

今後もこういった会もありますので、我々もこういった場でいろいろな意見を言って推移を見て行きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○（事務局）木村部長

市民の為にも卸さんの為にも仲卸さんの為にも、私どもは頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひご協力いただきたい。

●議長 市町会長

何かみなさんの方からご意見、ご質問等ございましたらお受けします。

～意見無し～

なければ以上で市場運営審議会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

以 上